

誓約書兼同意書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 市長が報告、立入調査等が必要と認めるときは、それに応じます。
- (2) 次の場合には、加東市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 虚偽の申請をしたことが判明した場合：全額
 - イ 申請日から3年に満たない日までの間に市外へ転出した場合：全額
 - ウ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - エ 申請日から3年以上5年に満たない日までの間に市外へ転出した場合：半額
(就職の場合のみ)
 - オ 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

※ただし、(2)イ及びエについて、加東市から兵庫県内の他の事業実施市町（西宮市においては、西宮市支所設置条例（昭和26年西宮市条例第14号）に規定する塩瀬支所及び山口支所の所管区域に限る。）へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

2 同意事項

加東市が、私及び転入世帯員の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び加東市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年加東市条例第36号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用すること並びに当該個人情報について、移住支援事業の円滑な実施のため、国、都道府県及び他の市区町村に提供することに同意します。加東市がまた、国、都道府県、他の市区町村及び就職先の法人等から必要な個人情報を取得することに同意します。

年 月 日
加東市長 様

住所
氏名